

木造住宅を**除却**される方は **事前に申請**すると

最大 **20万円** もらえます



注) 昭和56年5月以前に着工された住宅に限る



目的

木造住宅の最低限の安全性の確保を図るため、旧基準木造住宅について耐震化・減災化を促進する事業を実施する方に対して、補助するためです。

対象住宅

一戸建て住宅、長屋、共同住宅 又は 併用住宅（住宅部分が全体の2分の1以上のもの）で、西尾市が実施する**無料の耐震診断**の判定値が**0.7**未満の住宅
注) 延べ面積が30㎡以上のものに限る

対象工事

1棟**全て**を**除却**する工事
注) 1の敷地内で、1回限りです。



お問い合わせ先 ☎ 0563-65-2381 西尾市役所 建設部 建築課

手続きの流れ

●業者と契約前であること

申請者	市	確認事項	
1 交付申請 →		1 補助金交付申請書（様式第1）	申請者は工事の契約者と同一人物であること
		2.耐震診断結果報告書の写し	「表紙、第1面から第5面、平面図、建物全景写真」の写し（原本を添付しない） ※紛失した場合、申請書裏面（証明願）に記名・押印
		3.概要書（様式第8）	HP から取得可
		4.案内図	住宅地図、インターネットの地図など
		5.工事見積書の写し	補助対象部分とその他の部分を分けたもの、申請者宛、施工業者の記名・押印、見積年月日、施工場所が必要
		6.工事場所の写真	建物の全景及び近景（2.報告書の写真ではNG）
		7.納税証明書（完納）	住所地で発行されるもの、3ヶ月以内 西尾市は市役所2階の収納課で取得（200円/枚）
契約、着手 工事完了 ←	2 交付決定	交付申請前に <u>契約や工事着手</u> した場合は、補助金は受けられません	
3 完了報告 4 補助金の請求 →		1.完了実績報告書（様式6）	完了から 30日以内 （又は3月末日のいずれか早い日まで）に提出 ※申請時と同じ認印を使用
		2.工事請負契約書の写し	金額が申請時と異なる場合、変更後の見積書も添付
		3.工事完了後の写真	申請時と同方向で撮影、重機など写っていないこと
		4.請求書又は領収書の写し	工事請負契約業者の発行したもの、業者の記名・押印
		5.補助金支払請求書	口座名義は、申請者と同一人物であること
	← 5 完了審査	必要に応じて現地調査を行います	
	← 6 補助金の支払	指定された口座に約1ヶ月で振り込みます	



補助金で
かしこくお得に
震サイ対策！！